

## コンプライアンス

三菱地所グループでは、コンプライアンスを法令の順守だけでなく、「企業倫理」「社内ルール」の順守と定義しています。企業としての社会的責任を果たすため、ステークホルダーとの信頼関係を構築すること、利益の基礎にはコンプライアンスがあること、この基本認識に基づき、経営の最優先課題としてコンプライアンスの強化に取り組んでいます。

### コンプライアンス体制づくりの歩み

三菱地所(株)のコンプライアンス体制づくりの原点は、1997年の商法違反事件の反省に立った、役職員の意識と組織の改革にあります。同年に「業務監理委員会(現:CSR委員会)」を設置し、「三菱地所行動憲章」を制定して改革のための基本姿勢を明確にして、全社での危機感を共有し、改革へとつなげていきました。その後、企業倫理確立に向けた体制づくりを進め、1999年には、法令順守について社員が相談できるヘルプライン「連絡・相談窓口」を設けています。

2002年には、それまでの「業務監理室」を「コンプライアンス部」に改組し、グループ全体のコンプライアンス確立に向けた取り組みを開始しました。

2005年4月、「社会環境推進室」と「コンプライアンス部」を統合して「CSR推進部」を新設し、同年7月にはOAPの土壌・地下水問題の反省から、コンプライアンス体制をあらためて客観的に見直すために社外有識者からなる「コンプライアンス特別委員会」を臨時に設置し、行動憲章の改正など企業体質の更なる改善に向けた取り組みを進めています。

### コンプライアンス推進体制

三菱地所グループのコンプライアンスを含めたCSR全般に関わる審議・決議を行う機関として「CSR委員会」を設けています。また、「CSR委員会」におけるコンプライアンス関連の審議に先立つ事前協議の場として、主要グループ会社を含む推進担当部署の部署長などをメンバーとする「コンプライアンス協議会」を設置しています。

さらに、コンプライアンスの総合的管理と推進業務を担当する「コンプライアンス担当役

員」(三菱地所(株)副社長執行役員)を取締役会決議によって任命するとともに、三菱地所(株)の各部署長とグループ各社の代表者がともに、コンプライアンスの実践を推進しています。

一方、三菱地所グループのコンプライアンスを推進する部署である三菱地所(株)CSR推進部では、コンプライアンス担当役員を補佐し、啓発活動の推進や情報提供、相談窓口(ヘルプライン)、研修企画などを行っています。

### 情報管理コンプライアンスの徹底

2003年5月、適切な情報管理や個人情報保護についての社会的要請の高まりを受けて「三菱地所グループ情報管理コンプライアンス基本規程」「三菱地所グループ個人情報保護方針」を策定し、2005年4月の個人情報保護法施行に先立って「情報管理コンプライアンス」という考え方に立った個人情報の管理体制整備を推進しました。現在、三菱地所(株)及びグループ会社における情報管理体制はモニタリングや監査などを通じ、その充実・強化が図られています。

#### ◎2005年度の個人情報漏洩事例について

2005年6月、三菱地所(株)が名古屋市千種区にて販売中のマンションのweb会員に対し、業務委託先からwebニュースを電子メールにて送信した際、配信設定ミスにより配信先19名の方の個人メールアドレスが互いに知り得る状況となりました。事実確認後、直ちに誤配信先全員にお詫びし、誤配信メールの削除をお願いしました。これを受けて、メール配信システムの改善や外部委託先選定ルールの見直しなど、再発防止に取り組んでいます。

### 発注におけるコンプライアンスチェック

三菱地所(株)では、「三菱地所グループ基本使命」及び「三菱地所グループ行動憲章」を踏まえ、発注に携わる役職員が順守すべき基本的考え方をまとめた「発注行動指針」を策定し、公明正大な発注を実践するように努めています。事業セクションと発注セクションを分離したり、発注時には、段階毎にコンプライアンスのセルフチェックをチェックシートにより行い、それをCSR推進部で確認するなど厳格な管理を行っています。

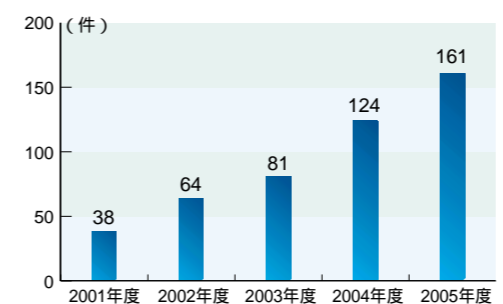
### コンプライアンス意識浸透のために

#### ヘルプラインの充実

業務を行う中でのコンプライアンスに関するさまざまな疑問や相談を受け付ける、三菱地所グループの相談・連絡窓口として「ヘルプライン」を設置しています。内部受付相談窓口のほかに、グループ各社のお取引先も利用できるように外部受付窓口も設けており、派遣社員、パート社員などからの相談も受け付ける体制としています。

さらに、三菱地所(株)では、2004年11月から電子メールでの相談をより容易に行えるように社内ネットにヘルプライン専用アイコンを設けるなど、2005年度の利用環境は大きく改善

#### ◎ヘルプライン利用を含む相談・連絡件数



しています。また、2006年4月施行の公益通報者保護法について社員へ周知・徹底するために、ポイントの解説を社内ネットで配信するとともに、グループ会社に対しても情報提供するための準備を行いました。

#### ツール類の配付

コンプライアンス意識を浸透させるため、「セルフチェックカード」や「三菱地所グループコンプライアンスガイドブック」を全役職員に配付しています。また、行動憲章のポスターや研修ビデオの作成と配布などを通じて、グループ全体へのコンプライアンス浸透を図っています。



「三菱地所グループコンプライアンスガイドブック」

#### コンプライアンス教育研修

1999年から、三菱地所グループの役職員を対象として、コンプライアンス意識向上のための教育研修を行ってきました。特に、ケーススタディや自由討議による「気づき」に力を入れた内容としています。そのほか、以下のような研修を実施しています。

- 新入社員研修(年1回)
- 新任基幹職研修(年1回)
- 役員・幹部社員・グループ会社社長対象の研修(年1回)
- グループ会社社員対象の研修(随時)

#### モニタリングの実施

三菱地所(株)では、1998年からコンプライアンスに関するアンケートを実施し、2002年からは対象をグループ全体に拡大しています。今後とも、これらの調査結果の分析をもとに、より実効性のあるプログラムづくりを進めていきます。



## コーポレート・ガバナンス

三菱地所グループでは、透明性の高い経営を行うことによってステークホルダーの信頼を獲得することをめざし、最適なガバナンスの形を追究しながら、効率的で健全なマネジメントを実現するための改革を進めています。

### 透明性の高い経営をめざして

三菱地所グループでは、監査役制度を維持する一方、2003年4月から導入した執行役員制度のもとで、経営・監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にし、よりいっそうの経営の効率化、意思決定の迅速化を図っています。2006年6月開催の定時株主総会において、取締役会の経営・監督機能の強化の観点から3名の社外取締役を選任しました。また、4名の社外有識者などで構成される諮問機関「アドバイザリーボード」(2005年度は3回開催)も設け、経営方針などについての意見を求めることによって、経営の透明性の確保にも努めています。三菱地所(株)では、2006年6月末現在、取締役は11名で、うち3名を社外取締役としており、監査役4名のうち社外監査役は3名としています。また、執行役員は28名で、その内訳は社長、副社長のほか、専務執行役員7名、常務執行役員9名、執行役員10名となっています。

### 経営意思決定の仕組み

グループ全体の経営戦略について討議する場として、社内取締役、専務以上の執行役員のいずれかに該当する者、及び社長が指名する者で構成される「経営戦略委員会」があります。2005年度は9回開催し、主として中期経営計画、各事業部門の長期戦略などについて討議したほか、コーポレート・ガバナンスのあり方についての自由討議も行いました。業務執行に関する重要案件の意思決定機関としては「経営会議」があり、社長はじめ、全本部長、部門長、常勤監査役、及び社長の指名する者で構成され、原則として毎週1回開催しています。この下部組織「投資委員会」において、特に重要な投資案件については、経営会議に先立って論点を整理しています。

### 経営監視の仕組み

#### 取締役会、監査役会による執行の監督・監査

業務執行の監督・監査は、取締役会、監査役会が行っています。取締役会は毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、重要な業務執行や法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行を監督しています。また、監査役監査は、各監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席、各部署の業務執行状況監査などによって行われており、「監査役室」の設置により監査役監査の充実を図っています。

#### 独立性の高い内部監査

内部監査機能強化を目的として、企画管理本部内に設けられていた「内部監査室」を2005年6月より社長直轄の組織とし、その公正性、独立性をいっそう明確にしました。2006年4月現在、室長以下6名で構成され、グループを含めたリスク評価をもとに策定された年間監査計画に従って内部監査を行い、個人情報管理を含む内部統制が適切に整備され運用されていることを確認しています。監査結果については全て社長に報告するとともに、常勤監査役と共有し、取締役会にも概要を報告しています。また、監査後のフォローアップを重視し、内部監査の結果抽出された問題点が改善されていることを確認しています。

#### 新会社法への対応と内部統制強化

三菱地所(株)では、新会社法に対するグループ全体の対応として、取締役会と監査役を中心とする体制を維持する方針を決定しています。一方で、取締役会のあり方、グループも含

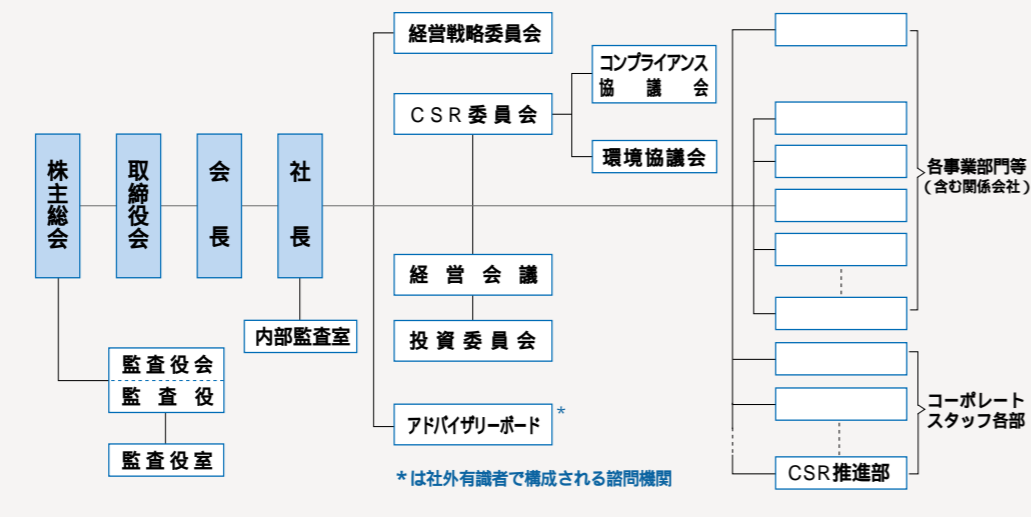
めた組織のあり方について、経営環境、事業環境などを見ながら機動的に見直しを行っていく予定です。

三菱地所グループでは、グループ経営の観点からグループ会社も含めた事業本部制を採用しており、経営計画もグループをベースとして策定している中、「三菱地所グループ経営規程」の運用によってグループ会社も含めた業務適正化を図っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、プロジェクトチームを設置し、全社的プロジェクトとして作業に着手しています。

### リスクマネジメント

各種規制の変更、金利上昇など、事業関連リスクについては、関連セクションにおいて発生の可能性を分析し、発生の防止や顕在時の対策を複数セクションにおいて検討する体制を整えています。不測の非常事態については、全社的な緊急事態体制を定めるとともに、体制の定期的な点検と見直し・拡充を継続しています。また、各事業遂行に関連するリスクについては、前述の経営会議や投資委員会による審議を徹底し、リスクの内容や程度、発生時の対応策を検討して、事業着手の可否や遂行時の留意事項を決定しています。2005年度は、経営企画部、総務部、CSR推進部から成るワーキンググループにおいて潜在的リスクの洗い出しを実施し、グループ全体のリスクマネジメントのあり方について討議を重ねました。

●三菱地所グループのコーポレート・ガバナンス体制



\*は社外有識者で構成される諮問機関



## 情報開示とIR活動

三菱地所グループでは、企業情報を積極的かつ適時・適切に開示することによって、事業活動を取り巻くさまざまなステークホルダーとの良好なコミュニケーションを推進しています。

### 「情報開示規則」の施行

三菱地所グループでは、ステークホルダーの声を尊重して社会に創造的に働きかける企業をめざし、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」ならびに「三菱地所グループ行動指針」を定め、情報開示の基本姿勢を明示した規範としています。さらに、2006年3月からは「情報開示規則」を施行し、東京証券取引所ほかの適時開示基準に定められた事項だけでなく、企業情報として開示することが望ましい事象について積極的かつ適時・適切に開示できる体制を強化しています。

具体的には、各事業本部・事業部門毎に選任された「情報開示責任者」から三菱地所(株)広報部に情報が集約され、関係部署と情報開示に関する分析・判断を行い、必要に応じて「情報開示委員会」の審議を経て情報開示を行います。適時開示規則に該当する情報については、東京証券取引所の提供する「TD-net(適時開示情報伝達システム)」などを通じて公開するとともに、公開後すみやかにwebサイトにも同一情報を掲載しています。また、適時開示規則に該当しない情報であっても株主・投資家の皆さまにとって有用な情報については、迅速かつ公平にwebサイトなどに情報を掲載しています。

### 情報集約による公平な開示

三菱地所(株)広報部では、1992年からIR活動に注力し、2001年4月より専任部署である「IR室」を設け、市場のさまざまなニーズに迅速かつ適切に対応しています。情報発信を広報部に集約する体制により、株主・投資家、アナリストの皆さまや、マスコミ、お客さま向けの公平な情報提供が可能になります。今後

も「適時・適切な情報開示」「経営戦略の伝達」「資本市場の生のフィードバック」をミッションとして、公正・公平なIR活動を推進していきます。

### 主なIR活動の内容

三菱地所(株)の主なIR活動には、webサイトでの「IR情報」提供に加え、年2回の決算説明会、アナリスト向けスモールミーティング、物件見学会、年間150~200件のアナリスト・投資家取材対応などがあります。

#### webサイト「IR情報」の充実

株主・投資家、アナリストの皆さまに適切な情報提供を行うため、webサイトに「IR情報」(和文・英文)を掲載しています。決算短信、ファクトブック、事業報告書、有価証券報告書、株価情報を掲載しているほか、「財務ハイライト」として業績動向を紹介しています。また、ビル空室率・平均賃料、マンション契約残高・完成在庫などの「四半期情報」も開示し、2005年度には「FAQ」も新設して、内容の充実を図っています。

#### 経営トップの積極的参加

IR活動には経営陣も積極的に参加しており、決算説明会をはじめ、アナリスト向けスモールミーティングにおいても社長自らが説明し、



決算説明会(2006年5月)

質疑応答にも対応するなど、株主・投資家、アナリストの皆さまとのオープンマインドな直接対話を通して、資本市場の声を経営に活かしています。

#### 市場の声を事業活動に反映

個別取材などで株主・投資家、アナリストの皆さまから寄せられたご意見を「IR室レポート」として役員や関係部署に配付し、市場の声を経営にフィードバックしています。また、個別取材においては海外の機関投資家の訪問も年々増加しているため、2002年から海外IRツアーを実施しているほか、英語版ファクトブックの充実など、海外の投資家の皆さまに対してもIR活動を展開しています。

#### ファクトブックの活用

株主・投資家の皆さまの要請は時代とともに変化し、その関心も業績数値から経営戦略などへ移ってきています。このため、数値データはすべてファクトブックに集約し、webサイトなどを通じて閲覧していただき、フェイス・トゥー・フェイスの取材やミーティングの場では、経営戦略面についての積極的な意見交換ができるように心がけています。

また、ファクトブックにはビル空室率、平均賃料など不動産業界特有の各種情報や、収益、利益、費用などの増減要因も解説し、事業活動への理解を促進できるよう工夫しています。

#### 物件見学会の実施

ビル事業から住宅の開発・販売、ホテル事業に至るまで、不動産に関わる幅広い事業を展開する三菱地所グループでは、実際に物件を見ていただくことによって企業活動への理解を深めていただくことも重要なIR活動の一つと考え、随時、アナリスト向けの物件見学会を実施しています。2005年度は、11月にオープンした「東京ビル」の見学会を実施しました。

#### ● IR関連ツール

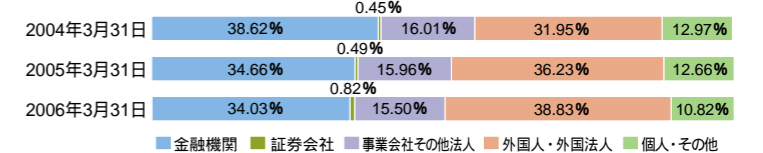
- 会社案内
- アニュアルレポート(英文)
- 決算短信(四半期毎)
- 有価証券報告書・半期報告書
- 「株主の皆さまへ」(年2回)
- CSR報告書
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書
- ファクトブック
- webサイト「IR情報」
- (<http://www.mec.co.jp/j/group/investor/index.htm>)
- その他
- 四半期情報(ビル空室率など主要指標)をwebサイトで開示
- 投資家の声をフィードバックする社内向け「IR室レポート」を発行



#### ● 株式の状況(2006年3月31日現在)

会社が発行する株式の総数	1,980,000,000株
発行済株式総数	1,371,189,197株
株主数	78,169人

#### 株式分布状況



### 社外からの評価

#### 「DJSI」に6年連続して選定

2005年9月、三菱地所(株)は、Dow Jones Sustainability Index(DJSI)に6年連続して選定されました。米国Dow Jones社は、世界26ヶ国2,500社の優良企業から持続的成長が見込まれる企業を選定し、インデックスとして公表しています。



#### 「FTSE4Good Global Index」に5年連続して選定

2006年3月、三菱地所(株)は英国FTSE社から「FTSE4Good Global Index」の構成銘柄として5年連続して選定されました。「FTSE4Good」は、企業責任基準を満たす企業を選定することを目的とし、CSRの世界的な投資格付指数として高い評価を集めています。



#### 「ディスクロージャー優良企業選定」で4年連続1位

三菱地所(株)は日本証券アナリスト協会による「ディスクロージャー優良企業選定」において、4年連続で建設・住宅・不動産部門の1位に選定されました。本制度は、10業種148社を対象に企業の自発的、積極的な開示活動などをリサーチ・アナリストが評価して毎年業種毎に優良企業を選定するもので、社長が決算説明会や定期的なミーティングに出席し、実質的な討議に参加していることなど、経営陣のIR姿勢などが高く評価されました。